

## アルコールを販売することを確認する証

一般アルコールを販売し、使用するためには経済産業局長の許可が必要です。

つきましては許可関係確認のため、お手数ですが下記項目の記載にご協力下さいますようお願い申し上げます。

対象製品名		コードNo.	品名	規格	容量	ご注文数量
	1	051-06951	一般アルコール99度 発酵	和光特級	3L	5本
	2	059-06957	〃	和光特級	18L	
	3	058-06961	一般アルコール99度 合成	和光特級	3L	
	4	056-06967	〃	和光特級	18L	
	その他					
販売先許可使用者の住所	〇〇県〇〇市〇〇町1丁目2番3号					
販売先許可使用者の商号、名称または氏名	□□□株式会社					
使用許可番号	1 - 2 - 3 4 5 6 7 - 8 9					

販売店名	△△△△工業株式会社					
販売許可番号	9 - 8 - 7 6 5 4 3 - 2 1					

(参考)

富士フイルム和光純薬株式会社 販売許可番号:2-5-02123